

学校法人 星美学園 女性活躍推進法に基づく行動計画

学校法人星美学園は、「女性活躍推進法」において国が示す①採用した労働者に占める女性労働者の割合②男女の平均勤続年数の差異③管理職に占める女性労働者の割合等，については判断基準とされる数値目標を既に達成していることから，職員が性別を問わず活躍できるように，職場における生活環境を向上させるために，次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成33年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標：所定外労働時間を月平均で45時間未満にする。

<対策>

- 平成28年 4月～ 現状を把握し，職場ごとに業務の見直しを行う。
- 平成30年 4月～ 所定外労働の削減のための処置を検討し，実施する。

女性の活躍に関する情報

管理職に占める女性労働者の割合

28年度（赤羽・世田谷・目黒）		全体
女性の管理職数	(A)	45
管理職数	(B)	73
管理職に占める女性労働者の割合	(A/B)	61%